

新潟県公安委員会規則第15号

不正競争防止法第35条第3項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則を次のように定める。

平成27年12月8日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 廸 義

不正競争防止法第35条第3項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則

新潟県警察に勤務する警察官のうち、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項の新潟県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。

- (1) 新潟県警察本部長の職にある者
- (2) 新潟県警察本部の生活安全部、地域部、刑事部、交通部又は警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官
- (3) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。